

第205回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和7年2月6日（木） 午後6時30分から午後6時55分

場 所： むつ市役所本庁舎 第4会議室

出席委員： 佐藤 節雄 瀬川 英之 高坂 恵美子 二本柳 信行
三上 史雄 榎 泉 石山 毅憲 堀内 はつえ
中野 昌勝 近原 芳栄 鹿内 徹

（委員＝11名）

関係部局： 石橋 秀治（市民生活部 部長）
畑 山 勝（税務課 課長）
辻 郁子（健康づくり推進課 課長）
圓 子 愛理（健康づくり推進課 保健主任）

事務局： 工藤 周（国保年金課 課長）
櫻田 久美子（国保年金課 主幹）
賀佐 大智（国保年金課 主査）

○会 長 ただいまから第205回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日の出席委員は、11名となっており定足数に達しております。

次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、近原芳栄委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは案件に入ります。本日の案件は、

- （1）令和7年度 むつ市国民健康保険特別会計予算案について
- （2）被保険者証の廃止に伴う条例規則等の改正について

の2件となっております。

それでは、案件1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 案件1、令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。お配りしている資料の、案件1と書かれたものをお開きいただければと思います。

まず、会計の概要についてでございますが、令和7年度の予算編成にあたりましては、財政運営の主体を担う青森県から示された数値を用いたほか、過去の実績等を踏まえ積算しておりまして、予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億9,587万円を計上し、前年度比2億5,426万3,000円、4.4%の減となります。

次に、1つ下の予算編成のポイントでございますが、1人あたりの保険給付費は増加傾向にあるものの、被保険者数が減少していることに伴い、保険給付費も減少するものと考えまして、4.3%の減少と見込んでおります。

同じ資料の右側に移りまして、歳入歳出の主な増減でございますが、歳入の第1款国民健康保険税が被保険者数の減少等によりまして、2.3%の減。第4款、県支出金が保険給付費の減に伴い3.8%の減。第6款の繰入金、被保険者数の減少に伴い、保険基金安定繰入金等も減少することになりますので、17.4%の減となっております。

歳出につきましては、第1款の総務費が、制度改正等によるシステム改修費用などを

計上しておりまして、８８％の増となっております。

それから、第２款、保険給付費につきましては、４．３％の減。また、第３款の納付金につきましては、県から示された金額で６．９％の減となっております。こちらは、いずれも被保険者数の減少見込みに伴う減となっております。

１枚おめくりいただきまして、２ページ目お願いいたします。２ページ目は、予算編成の基礎となる世帯数、被保険者数の推移についての記載となっております。

むつ市国民健康保険の被保険者数は、平成１７年３月の合併の後、最大で２万９、７５７人となっております時期もありますが、その後、減少を続けておりまして、少子化や団塊世代の後期高齢者医療への加入など、この傾向は今後も続くものと考えられております。被保険者数の減少は、医療費の減の要因ともなりますが、税収の減少にもつながりますので、会計運営上では重要なものとなっております。

続きまして３ページ目をお開き願います。

３ページ目は、歳入・歳出に係る令和７年度と令和６年度の款ごとの増減、構成比等を掲載させていただいております。

歳入につきましては、第１款の国民健康保険税が２．３％の減、構成比では１８％となっております。また、第４款の県支出金が３．８％の減、構成比では７３．３％となっております。第１款の国民健康保険税と第４款の県支出金の２つで、歳入全体の９１．３％となっております。

第３款の国庫支出金につきましては、令和６年度より１、４４３万３、０００円の増となっておりますが、これは、子ども・子育て支援金制度および高額療養費の制度改正に伴うシステム改修費用の見込みとなっております。全額が国庫補助として充当される予定となっております。また、同額が、歳出における第１款の総務費の委託料として計上されることとなっております。

歳出につきましては、第２款の保険給付費が４．３％の減、構成比では７０．９％となっております。また、第３款の国民健康保険事業費納付金につきましては、６．９％の減、構成比で２５．５％となっております。第２款と第３款、２つあわせまして、歳出全体の９６．４％となっております。

それでは、第２款の保険給付費についてご説明させていただきます。４ページ目をお開き願います。

歳出のうち、構成比で７０．９％、４．３％の減と見込んだ第２款の保険給付費でございますが、４ページ目に、過去の人１人あたりの療養給付費の推移を掲載しております。グラフの左が平成２６年度の療養給付費となっております。右に向かいまして、平成３１年度まで一定の角度で上昇しておりましたが、新型コロナウイルスの影響もございまして、令和２年度、令和４年度は大きく減少となっております。しかしながら、令和５年度、令和６年度と増加傾向に戻っております。

令和７年度の予算編成にあたりましては、令和４年度からの伸び率を勘案いたしまして、１人あたりの単価としては、同様に増加していくものと試算しております。ただ、１人あたりは増加するものの、被保険者数の減少というところがございまして、給付費全体といたしましては、４．３％の減と見込んで計上させていただいております。

なお、資料の下の方に赤字で記載させていただきましたが、保険給付費は平成３０年

度の国保の県単位化に伴いまして、保険給付費等交付金として県からほぼ全額が交付されることとなっておりますので、予算・決算上、会計の実質的な負担は生じないものと考えております。

続きまして、第4款の国民健康保険事業費納付金についてご説明させていただきます。棒グラフの上のほう、青色のグラフなんですけども、左端が保険給付費、左から2番目の項目が納付金となっております。

資料の下の方に記載させていただいておりますが、事業費納付金につきましては、県の算定結果に基づき、計上させていただいております。県から示された納付金につきましては、被保険者数の減少に伴い、保険給付費も減少が見込まれるということもございまして、前年度比1億338万9,000円、6.9%の減となっております。

さらに納付金につきまして補足させていただきます。

6ページ、国民健康保険事業費納付金の推移を表したグラフをご覧くださいと思いますが、資料の下の方に記載がありますとおり、納付金につきましては、あくまで青森県の算定結果に基づき、予算計上させていただいております。医療給付費分の算定につきましては、過去の医療費等が用いられておりますが、激変緩和のために県の国保会計の剰余金が充当されまして、納付金の大幅な上昇が抑えられていると伺っております。令和7年度につきましては、減額となっております、剰余金の充当は行われていないとのことでございます。

最後に7ページ目をお開き願います。

あくまで参考ということになりますが、この表は県が算定いたしました令和元年度から令和7年度までの市町村標準保険料率を掲載させていただいております。

国保税につきましては、医療分・後期高齢者支援分・介護分から構成されておりますが、いずれの所得割率、応益割額ともに一定の変動が見られ、また、県が示す市町村標準保険料率は、令和元年度から令和6年度に向かって上昇傾向にありましたが、令和7年度につきましては微減となっております。

以上が総額54億9,587万円の、令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算案の説明となります。

○会 長 ただいま事務局の説明について質疑ございませんでしょうか。

近原委員。

○近原委員 1ページの歳入の関係、国民健康保険税について、9億8,907万3,000円、対前年度比2.3%程度で見込んでおりますが、被保険者数が8%減、それから世帯数も6.3%減ですよ。もっと落ち込むものと思っておりましたが、減少率が少ないのは、最近の賃金アップなどから所得が伸びている、ということで理解していいのかな。そのへん、説明願います。

○事務局 国民健康保険税につきましては調定額の見込みですとか、そのあたりの見込みはちょっと難しいところではあるんですけども、コロナ禍から回復というところで、所得の増というところも、ある程度見込まれるのかなとは思っております。物価高騰というところがありますので、そのへんで減額になる可能性はございますけれども、被保険者数の減少のわりには減らないものと、あとは徴収率95%程度は維持したいなと思っております、この数字で計上させていただいております。

○近 原 委 員 もう一点、収納対策の関係でお伺いいたします。昨年の１２月にマイナ保険証になりました。これまで滞納者に対して、短期の保険証とか、資格証明書に移行するという効果があったと思いますが、短期保険証関係が廃止されましたので、これまでの手法が使えなくなってきたものですので、収納率低下が懸念されますが、それに代わる方法というのが、何かありましたら、説明願えればというふうに思います。

○畑山税務課長 税務課長の畑山です。今までどおり短期保険証の資格ってというのがなかなかできないので、これはもう全国的な課題となっておりますので、まだ具体的な対策というのはないのですが、むつ市としてはやっぱり催告の強化をして、あとは他市町村の動向を見ながら収納率の確保をしていきたいと思っております。

○近 原 委 員 国保新聞の昨年１１月１０日付けの中で、マイナ保険証の関係が載っています。この後で説明もあるでしょうけど、特別療養費の支給の扱いっていう、いわゆるこれを滞納者に対し病院に行って病院の窓口で１０割支払うというふうな制度らしくて、それもむつ市でも採用するのかどうか。

○事 務 局 特別療養費の支給にあたりましては、今までの資格証明書の対象の方も１０割負担していただきまして、領収書で申請していただいて、保険者が負担する７割８割の分を被保険者の方にお返しする制度がございました。その申請を受けたときに、その７割８割の分を滞納している国保税の方に充当させていただく、というやり方をしていたのですが、そういうやり方は今後も同様に続くようになります。

マイナ保険証で受診すると、その方の負担割合が１０割と医療機関でわかることになっておりますので、そこは資格証明書がなくなりますけれども特別療養の制度が引き続き行われることになっております。

○会 長 ほかに質疑ございませんか。

被保険者数の減少に伴う歳入歳出等の予算案となっておりますが、質疑がないようですので、この案件１について審議を終了いたします。

それでは案件２、被保険者証の廃止に伴う条例規則等の改正について事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 それでは次の資料の説明に移りたいと思います。「案件２」と記載された資料をご覧ください。

「被保険者証の廃止に伴う条例・規則等の改正」について、御説明申し上げます。

まず、むつ市国民健康保険税条例の改正についてですが、委員の皆様には審議していただきました、算定方式の見直しにつきまして、本日配布させていただいております答申書のとおり、令和６年１１月１日に答申し、１２月定例会で条例改正が議決されております。

次に、令和６年１２月２日より紙の保険証が発行できなくなったことに伴い、規則等の改正を行いました。この中でも、廃止、または新規に制定したものといたしましては、これまでの短期証の概念がなくなったことから、「むつ市国民健康保険短期被保険者証交付要綱」は廃止。また、資格証明書が特別療養へ変更されたことから、「むつ市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の差止等に関する取扱要綱」を廃止し、新たに「むつ市国民健康保険特別療養費に係る事務取扱要綱」を制定いたしました。

その他、「被保険者証」という文言が含まれているものを、それぞれの要綱等に合った表現に一部改正しております。

なお、短期証が廃止されたことに伴い、これまで3ヶ月ごとの更新時期が滞納者との重要な折衝の機会となっていたところですが、通常証と同様の有効期限となったため、今後の収納対策についても税務課と連携し、取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、今回、あわせて「むつ市国民健康保険運営協議会規則」についても一部改正を行いました。内容といたしましては、これまで「会長の任期等」として定められていた第3条について、「国民健康保険法施行令」第3条に「協議会の委員の任期は、三年とする。」と定められており、会長の任期は委員と同一のもののとの解釈から、その条項を会長の職務を明記するものに改正したものであります。参考までに、「国民健康保険法施行令」の該当部分を抜粋したものをお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、今回、改正した要綱等の数が多いため、「むつ市国民健康保険運営協議会規則」のみ資料として添付させていただきました。

また、「人間ドック及び脳ドック」につきましては、被保険者証の廃止に伴う改正のほか、事務内容についても変更し効率化を図ることとしております。具体的には、これまで、国保のドック受診希望者が国保年金課窓口での申込みにより、市と医療機関で日程調整を行っていたものを、受診希望者が直接、医療機関へ予約できるものとするにより、受診希望者と医療機関での調整が可能となり、スムーズな予約のしかたへと変更するものであります。

案件2についての説明は、以上となります。

○会 長 ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

主に被保険者証の廃止に伴う改正ということになっておりますけれども、よろしいでしょうか。それでは質疑はないようですので、案件2について審議を終了させていただきます。

本日の案件は以上となりますが、委員の皆様からその他何かございませんでしょうか。ないようですので、事務局から事務連絡等ありましたらよろしくお願いします。

○事 務 局 その他として、令和7年度に予定されている制度改正についてです。

まず、国民健康保険税賦課限度額の改正ですが、医療分が65万円から66万円へ1万円の引き上げ、後期高齢者支援分が24万円から26万円へ2万円の引き上げが予定されております。

次に、軽減措置の改正ですが、低所得者に対する被保険者均等割額および世帯別平等割を軽減する所得判定基準の被保険者に乗ずる金額を、5割軽減については29万5千円から30万5千円、2割軽減については54万5千円から56万円への改正が予定されております。

最後に、高額療養費制度の見直しについてですが、各所得区分の自己負担限度額の引き上げなど、令和7年8月から令和9年8月まで段階的に見直しが行われることとなっております。現在、国から示されている資料を添付しておりますが、政府案の修正も検討されるとの報道がありましたことから、今後の動向について注視してまいりたいと存

じます。

○会 長 他に事務局の方からありますか。

○事 務 局 本日は2件につきましてご審議いただき大変ありがとうございました。

次回の運営協議会につきましては5月の中旬から下旬にかけて開催したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。5月の会議では、子ども・子育て支援金の関係について御説明したいと考えておりますので、引き続き御協力賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○会 長 それでは、次回会議は5月予定ということですので皆様どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。